

## 学校法人東京神学大学寄附行為

1951年3月 5日組織変更認可  
1955年7月21日一部変更認可  
1960年7月21日一部変更認可  
1961年6月27日一部変更認可  
1966年2月18日一部変更認可  
1968年5月31日「前文」設定  
1975年11月4日一部変更認可  
1976年 3月5日一部変更認可  
2005年3月30日一部変更認可  
2012年5月28日一部変更認可  
2013年 7月 5日一部変更認可  
2020年1月22日一部変更認可  
2025年1月10日一部変更認可

### 前 文

日本における諸教派の合同によって1941（昭和16）年設立された日本基督教団は、その創立総会において教職養成機関の必要を表明し、そのために必要な処置をとるべき決議を行なった。それに基づいて、既存の15校の神学校が合併して1943（昭和18）年3月、2校の男子神学校と1校の女子神学校が設置されたが、男子神学校はさらに「日本基督教神学専門学校」に統合され、教団の教職養成の責を担うこととなった。

戦後の変革期において、独立再建される神学校も生じたが、日本基督教神学専門学校は女子神学校を吸収し、1949（昭和24）年新制度による大学に移行して、「東京神学大学」となり、私立学校法の公布に伴い、1951（昭和26）年3月「学校法人東京神学大学」に組織変更をして今日に至っている。

したがって、東京神学大学は日本基督教団の教職養成の責を担うものであるが、それとともに合同教会としての教団の世界教会的理想に従い、より広く日本の諸教会、アジアの諸教会の教職養成に貢献し、かくして日本の宣教と世界教会の宣教とに奉仕しようとするものである。

## 第 1 章 総 則

### (名 称)

第1条 本法人は、学校法人東京神学大学と称する。

### (目 的)

第2条 本法人は、福音主義の基督教に基いて神学を研究し、基督教の教職を養成することを目的とする。

### (設置する学校)

第3条 本法人は、前条の目的を達成するために、教育基本法及び学校教育法に従い、次の学校を設置する。

東京神学大学  
大学院 神学研究科  
神学部 神学科

(事務所)

第4条 本法人は、事務所を東京都三鷹市大沢3丁目10番30号に置く。

## 第2章 機関の設置

(役員、評議員及び会計監査人の設置)

第5条 本法人に、次の役員を置く。

(1) 理事17名以上18名以内

(2) 監事2名

2 本法人に、評議員19名以上20名以内を置く。

3 本法人に、会計監査人2名を置く。

(理事等選任機関)

第6条 本法人の理事及び評議員の選任機関(以下理事等選任機関という)の構成員は、理事長、学長理事、財務理事、評議員会で選任された評議員4名とする。

2 理事等選任機関の構成員の任期は3年とする。

3 理事等選任機関は、当該理事等選任機関の決議によって定められたものが招集する。

4 理事等選任機関が理事を選任するときは、理事長に対し、評議員会の招集を求め、あらかじめ、評議員会の意見を聴かなければならない。

5 理事等選任機関は、前項の評議員会の意見を十分に参酌し、理事を選任しなければならない。

6 理事等選任機関の決議は、理事等選任機関の構成員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

7 監事又は評議員会は、理事等選任機関に対し必要な報告又は求めを行おうとするときは、理事等選任機関招集権者(第4項に規定する者をいう。以下この項及び第25条第1項第5号において同じ。)に対し、理事等選任機関の招集を請求することができる。この場合において、理事等選任機関招集権者は、理事等選任機関を招集しなければならない。

8 理事等選任機関の議事録その他理事等選任機関の運営に関し必要な事項は、理事等選任機関運営規程で定める。

## 第3章 理事及び理事会

### 第1節 理事の選任

(理事の選任)

第7条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 東京神学大学長であって、理事等選任機関において選任した者 1名

(2) 理事等選任機関が選任する、日本基督教団に属する教師・信徒及び宣教師の中から16名以上17名以内。ただし、宣教師は3名以内とする。

2 前項第1号に定める理事は、その職を退いたときは理事の職を失うものとする。

(理事の資格及び構成)

第8条 理事の選任に当たっては、私立学校法第31条に規定する資格及び構成に関する要件を遵守しなければならない。

(理事の任期)

第9条 理事の任期は、選任後3年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定期評議員会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事は、前任者の残任期間とすることができる。

2 理事は、再任されることができる。

## 第2節 理事会及び理事の職務等

(理事の職務)

第10条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの寄附行為で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事のうち1名を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選定する。

理事長の職を解任するときも、同様とする。理事長の任期は、理事在任期間とする。

3 理事（理事長を除く。）のうち7名以内を常務理事とし、理事総数の過半数の議決により選定する。常務理事の職を解任するときも、同様とする。常務理事の任期は、理事在任期間とする。

4 学長理事、財務理事をもって私立学校法第37条第4項の業務執行理事とする。

5 理事長は、本法人を代表し、その業務を総理する。

6 業務執行理事は、理事長を補佐し、本法人の業務を分掌する。

7 理事長以外の理事は、本法人の業務について、本法人を代表しない。

8 理事長は、3ヶ月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

9 理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、業務執行理事がその職務（理事長に事故があるときに当該職務を行う者が別に定められている職務を除く。）を行う。

## 第3節 理事会の運営

(理事会の構成・権限)

第11条 本法人に全ての理事をもって組織する理事会を置く。

2 理事会は、本法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。

(理事会の開催時期)

第12条 理事会は、定期理事会及び臨時理事会とし、定期理事会は、毎年度4回、6月、9月、12月及び3月に開催する。臨時理事会は必要に応じて開催する。

(理事会の招集)

第13条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事長以外の理事は、理事長に対し、会議の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。
- 4 理事長が、前項の請求のあった日から5日以内に、その請求の日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しない場合には、招集を請求した理事は理事会を招集することができる。
- 5 理事会を招集するには、各理事及び各監事に対して、会議の日時及び場所並びに会議の目的である事項を書面又は電磁的方法により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の1週間前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。
- 7 前2項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(理事会の運営)

第14条 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

- 2 前条第2項及び第4項並びに第25条第2項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。

(理事会の決議)

第15条 理事会の決議は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、議決に加わることのできる理事の数の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) この寄附行為の変更

(2) 予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画の作成又は変更

(3) 基本財産の処分

(4) 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）その他予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄

(5) 残余財産の帰属者の決定

- 3 前2項の規定にかかわらず、次の決議は理事総数の4分の3以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 私立学校法第109条第1項第1号に定める事由による解散

(2) この法人の合併

- 4 理事は、書面又は電磁的方法により理事会の議決に加わることができる。

(常務理事会)

第16条 理事会に、常務理事会を置く。

- 2 常務理事会は、原則として毎年8回開催する。

- 3 常務理事会が審議した事項は、理事会の議決を得なければならない。

(理事会の業務決定)

第17条 次の事項については、理事会において審議決定する。

- (1) 学長の任免に関する事項
- (2) 予算及び決算報告書の作成
- (3) 学事及び業務報告書の作成
- (4) 事業計画
- (5) 事業に関する中期的な計画
- (6) 資産の管理
- (7) 教職員の任免、俸給の決定及びその職務に関する事項
- (8) 職制及び施行規則に関する事項
- (9) 学則に関する事項
- (10) その他本法人の業務に関する事項

(業務の決定の委任)

第18条 法令及びこの寄附行為の規定により理事会において決定しなければならない事項以外の決定であって、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

(議事録)

第19条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、議長、出席した理事のうちから互選された2名の理事及び出席した監事が署名(電磁的記録により作成される議事録にあつては、電子署名。第45条において同じ。)又は記名押印し、理事会の日から10年間、これを事務所に備えて置かなければならない。
- 3 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。
- 4 出席理事から議事録の記載について意見のあった場合は、その申出に基づいて理事会に諮り、議長がこれを確認しなければならない。

#### 第4節 理事の解任及び退任

(理事の解任及び退任)

第20条 理事が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事等選任機関の決議によってこれを解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
  - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき
  - (3) 理事としてふさわしくない非行があつたとき
- 2 理事が前項各号のいずれかに該当するときは、評議員会は、理事等選任機関に対し、当該理事の解任を求めることができる。
  - 3 理事は、次の事由によって退任する。
    - (1) 任期の満了

(2) 辞任

(3) 死亡

(理事に欠員を生じた場合の措置)

第21条 理事は、第5条に定める定数を下回ることとなったときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、後任の理事が選任されるまでは、なお理事としての権利義務を有する。

2 理事のうち、その定数の5分の1を超えるものが欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

## 第4章 監事

### 第1節 監事の選任

(監事の選任)

第22条 監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

(監事の資格)

第23条 監事の選任に当たっては、私立学校法第31条第3項及び第6項並びに第46条に規定する資格に関する要件を遵守しなければならない。

(監事の任期)

第24条 監事の任期は、選任後3年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定期評議員会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した監事の補欠として選任された監事は、前任者の残任期間とすることができる。

2 監事は、再任されることができる。

### 第2節 監事の職務等

(監事の職務)

第25条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

(1) 本法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行状況を監査すること。

(2) 本法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後3月以内に理事会及び評議員会に提出すること。

(3) 理事会及び評議員会に出席して意見を述べること。

(4) 本法人の業務若しくは財産又は理事の職務の執行の状況に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したとき又は不正の行為がなされ、若しくは法令若しくは寄附行為の重大な違反が生ずるおそれがあると認めるときは、これを理事会及び評議員会並びに文部科学大臣(当該報告が理事の業務の執行に関するものであるときは、理事等選任機関を含む。)に報告すること。

(5) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長又は理事等選任機関招集

権者に対して理事会及び評議員会又は理事等選任機関の招集を請求すること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、法令又はこの寄附行為により監事が行うこととされた職務

2 前項第5号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。理事等選任機関の招集を請求した場合も、同様とする。

(調査権限等)

第26条 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、又はこの法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

2 監事は、その職務を行うため必要があるときは、会計監査人に対してその監査に関する報告を求めることができる。

3 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他私立学校法施行規則で定めるものを調査しなければならない。この場合において、法令若しくはこの寄附行為に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告しなければならない。

(理事の行為の差止め)

第27条 監事は、理事が本法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって本法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

### 第3節 監事の解任及び退任

(監事の解任及び退任)

第28条 監事が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

(2) 心身の故障のため職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

(3) 監事としてふさわしくない非行があったとき

2 監事は次の事由によって退任する。

(1) 任期の満了

(2) 辞任

(3) 死亡

(監事の選任若しくは解任又は辞任に関する手続き)

第29条 理事は、監事の選任に関する議案を評議員会に提出するには、監事の過半数の同意を得なければならない。

2 監事は、理事に対し、監事の選任を評議員会の会議の目的とすること又は監事の選任に関する議案を評議員会に提出することを請求することができる。

- 3 監事は、評議員会において、監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べることができる。
- 4 監事を辞任した者は、辞任後最初に招集される評議員会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べることができる。
- 5 理事は、前項の者に対し、同項の評議員会を招集する旨並びにその日時及び場所を通知しなければならない。

(監事に欠員を生じた場合の措置)

第30条 監事は、第5条に定める定数を下回ることとなったときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、後任の監事が選任されるまでは、なお、監事としての権利義務を有する。

- 2 監事のうち、その定数の2分の1を超えるものが欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

## 第5章 評議員及び評議員会

### 第1節 評議員の選任

(評議員の選任)

第31条 評議員は、次の各号に掲げる者とし、理事等選任機関において選任する。

- (1) 日本基督教団に属する教師・信徒及び宣教師の中から9名以上10名以内。  
ただし、宣教師は2名以内とする。

- (2) 東京神学大学教職員の互選による教職員4名

- (3) 東京神学大学同窓会の推薦による同会員で年齢25年以上の者6名

- 2 前項第2号に定める評議員は、この法人の教職員の地位を退いたときは評議員の職を失うものとする。

- 3 評議員の選任は、評議員の年齢、性別等に著しい偏りが生じないように配慮して行うものとする。

- 4 法令及びこの寄附行為に定めるもののほか、評議員の選任及び解任に関し必要な事項は、理事等選任機関運営規程において定める。

(評議員の資格及び構成)

第32条 本法人の評議員は、福音主義の教会に属する者でなければならない。

- 2 評議員の選任に当たっては、私立学校法第31条第3項及び第6項、第46条第2項及び第3項並びに第62条に規定する資格及び構成に関する要件を遵守しなければならない。

(評議員の任期)

第33条 評議員の任期は、選任後3年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定期評議員会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

- 2 評議員は、再任されることができる。

### 第2節 評議員及び評議員会の職務等

(評議員会の職務等)

第34条 評議員会は、本法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

2 理事会は次の各号に掲げる事項についての決定をするときは、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

- (1) 学長の任免に関する事項
- (2) 重要な資産の処分又は譲受け
- (3) 多額の借財
- (4) 予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画の作成又は変更
- (5) 役員及び評議員に対する報酬等(報酬その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。)の支給基準の策定又は変更
- (6) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (7) 私立学校法第23条第1項第1号から第3号まで及び第5号から第15号までに定める事項を除く寄附行為の変更
- (8) 寄附金品の募集に関する事項
- (9) その他本法人の業務に関する重要な事項で、理事会において必要と認めるもの

3 評議員会は、次の各号に掲げる事項について決議する。

- (1) 私立学校法第23条第1項第1号から第3号まで及び第5号から第15号までに関する寄附行為の変更
- (2) 私立学校法第109条第1項第1号に定める事由による解散
- (3) 合併

(理事の行為の差止めの求め)

第35条 評議員会は、理事が本法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくはこの寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって本法人に回復することができない損害が生ずるおそれがあるときは、監事に対し、第27条の請求を行うことを求めることができる。

2 前項の場合において、当該行為によって本法人に回復することができない損害が生ずるおそれがあるにもかかわらず、評議員会において前項の請求を行うことを監事に求める旨の決議が否決されたとき、又は当該請求を行うことを監事に求める旨の評議員会の決議があった後遅滞なく当該請求その他の手続が行われないときは、評議員は、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(責任追及の訴えの求め)

第36条 評議員会は、役員、会計監査人又は清算人が任務を怠ったことによって本法人に損害が生じた場合には、書面又は電磁的方法により、理事長(理事の責任を追及する場合には監事)に対し、役員、会計監査人又は清算人の責任を追及する訴えの提起を求めることができる。

### 第 3 節 評議員会の運営

(評議員会の構成)

第 37 条 評議員会は、全ての評議員で組織する。

(評議員会の開催時期)

第 38 条 評議員会は、定期評議員会及び臨時評議員会とし、定期評議員会は毎年度 3 回、6 月、12 月及び 3 月に開催する。臨時評議員会は必要に応じて開催する。

(評議員会の招集)

第 39 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員の総数の 10 分の 1 以上の評議員は、共同して、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

3 評議員の総数の 10 分の 1 以上の評議員は、共同して、理事長に対し、一定の事項を評議員会の会議の目的とすることを請求することができる。この場合において、その請求は、評議員会の日の 30 日前までにしなければならない。

4 評議員会を招集する場合には、理事会において、次に掲げる事項を定め、評議員に対し、書面又は電磁的方法（評議員の承諾を得た場合に限り。）により通知しなければならない。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 会議の目的である事項があるときは、当該事項

(3) 会議の目的である事項に係る議案（当該目的である事項が議案となるものを除く。）について、議案が確定しているときはその概要、議案が確定していないときはその旨

(4) 私立学校法施行規則で定める事項

5 前項の通知は、会議の 1 週間前までに発しなければならない。

(評議員による招集)

第 40 条 前条第 2 項の規定による請求があった日から 30 日以内の日を評議員会の日とする評議員会の招集の通知が発せられない場合には、同項の規定による請求をした評議員は、共同して、文部科学大臣の許可を得て、評議員会を招集することができる。

2 前項の評議員は、その全員の協議により、前条第 4 項各号に掲げる事項を定め、他の評議員に対し、書面又は電磁的方法（他の評議員の承諾を得た場合に限り。）により通知しなければならない。

3 前項の通知は、会議の 1 週間前までに発しなければならない。

(監事による招集)

第 41 条 第 25 条第 2 項の規定により監事が評議員会を招集する場合には、監事は第 39 条第 4 項第 1 号、第 2 号及び第 4 号に掲げる事項を定め、評議員に対し、書面又

は電磁的方法（評議員の承諾を得た場合に限り。）により通知しなければならない。

2 前項の通知は、会議の1週間前までに発しなければならない。

（招集手続きの省略）

第42条 前3条の規定にかかわらず、評議員会は、評議員の全員の合意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

（運 営）

第43条 評議員会に議長を置き、議長は、評議員のうちから評議員会において選任し、その任期は、評議員在任期間とする。

（決 議）

第44条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、議決に加わることができる評議員の数の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

（1）監事の解任

（2）私立学校法第92条第1項に規定する決議

3 前2項の規定にかかわらず、役員又は会計監査人が任務を怠ったことによって生じた損害について本法人に対し賠償する責任を免除する決議は、議決に加わることができる評議員の全員一致をもって行わなければならない。

4 評議員は、書面又は電磁的方法により評議員会の議決に加わることができる。

（議事録）

第45条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、評議員会議長、出席した評議員のうちから互選された評議員2名及び出席した監事が署名又は記名押印し、評議員会の日から10年間、これを事務所に備えて置かななければならない。

（役員の出席等）

第46条 理事長、業務執行理事及び監事は、評議員会に出席しなければならない。

2 理事長、業務執行理事及び監事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。

## 第 4 節 評議員の解任及び退任

（評議員の解任及び退任）

第47条 評議員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事等選任機関の決議によって解任することができる。

（1）職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

（2）心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

（3）評議員としてふさわしくない非行があったとき

2 評議員は、次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了
  - (2) 辞任
  - (3) 死亡
- 3 評議員は、第5条に定める定数を下回ることとなったときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、後任の評議員が選任されるまでは、なお、評議員としての権利義務を有する。

## 第6章 理事会と評議員会の協議

### (理事会及び評議員会の協議)

- 第48条 法令又はこの寄附行為の定めるところにより理事会の決議及び評議員会の決議を必要とする事項について理事会と評議員会の決議が異なる場合、理事長は、更に審議を尽くすために、当該事項を会議の目的である事項として、再度評議員会を招集することができる。
- 2 全ての理事は、前項の評議員会に出席し、前項の事項に関し改めて必要な説明を行うものとする。
  - 3 評議員会は、前項の理事の説明を十分に尊重して、再度決議を行わなければならない。

## 第7章 会計監査人

### 第1節 選任及び解任等

#### (会計監査人の選任)

第49条 会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

#### (会計監査人の任期)

第50条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定期評議員会の終結の時までとする。ただし、その定期評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

#### (会計監査人の解任)

第51条 会計監査人が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- (2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき
- (3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

2 監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当すると認めるときであつて、評議員会の招集を待ついとまがないときその他緊急を要するときは、監事全員の合意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事の互選によって定めた監事は、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告しなければならない。

#### (会計監査人の選任及び解任等に関する手続)

第52条 評議員会に理事が提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任

しないことに関する議案の内容は、監事が決定する。

- 2 前項の規定による議案の内容の決定は、監事の過半数の合意によって行わなければならない。
- 3 会計監査人は、会計監査人の選任、解任若しくは不再任又は辞任について、評議員会に出席して意見を述べることができる。
- 4 会計監査人を辞任した者は、辞任後最初に招集される評議員会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べるができる。
- 5 理事長は、前項の者に対し、評議員会を招集する旨並びにその日時及び場所を通知しなければならない。

(会計監査人に欠員を生じた場合の措置)

第53条 会計監査人が欠けた場合において、遅滞なく会計監査人が選任されないときは、監事は、一時会計監査人の職務を行うべき者を選任しなければならない。

## 第 2 節 会計監査人の職務等

(会計監査人の職務等)

第54条 会計監査人は、法令で定めるところにより、本法人の計算書類（貸借対照表及び収支計算書をいう。以下同じ。）及びその附属明細書並びに財産目録を監査して会計監査報告を作成し、監事及び理事会に提出する。

- 2 会計監査人は、いつでも、次に掲げる請求をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。
  - (1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求
  - (2) 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求
  - (3) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したものの閲覧の請求
  - (4) 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であってこの法人の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求
- 3 会計監査人は、その職務を行うため必要があるときは、本法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

## 第 8 章 資産及び会計

(資産)

第55条 本法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第56条 本法人の資産は、これを分けて基本財産及び運用財産とする。

- 2 基本財産は、本法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。

- 3 運用財産は、本法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。
- 4 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産、運用財産に編入する。

(基本財産の処分の制限)

第57条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、本法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会の決議によって、その一部に限り処分することができる。

(積立金の保管)

第58条 基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし、若しくは定額郵便貯金として理事長が保管する。

(経費の支弁)

第59条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入その他の運用財産をもって支弁する。

(会 計)

第60条 本法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

## 第 9 章 予算及び事業計画等

(会計年度)

第61条 本法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画)

第62条 本法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会で決議しなければならない。これに変更を加えようとするときも、同様とする。

- 2 本法人の事業に関する中期的な計画は、5年以上10年以内において理事会で定める期間ごとに、理事長が編成し、理事会で決議しなければならない。これに変更を加えようとするときも、同様とする。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第63条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会で決議しなければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても、同様とする。

(事業報告及び決算)

第64条 本法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第5号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 計算書類

(4) 計算書類の附属明細書

(5) 財産目録

2 理事長は、前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第5号の書類の内容を定期評議員会に報告し、その意見を聴かななければならない。

(財産目録等の備付及び閲覧等)

第65条 本法人は、毎会計年度終了後3月以内に役員等名簿（役員及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。以下第3項において同じ。）を作成しなければならない。

2 本法人は、前条第1項各号及び前項の書類、監査報告、会計監査報告、役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類並びにこの寄附行為を事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供し又はこれらの書類の謄本若しくは抄本を交付しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、本法人は、役員等名簿について評議員以外の者から同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除いて、同項の閲覧をさせ又は交付をすることができる。

(資産総額の変更登記)

第66条 本法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後3カ月以内に登記しなければならない。

## 第10章 解散及び合併

(解 散)

第67条 本法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

(1) 理事会の決議及び評議員会の決議による決定

(2) 本法人の目的たる事業の成功の不能

(3) 合併

(4) 破産手続開始の決定

(5) 文部科学大臣の解散命令

2 前項第1号又は第2号に掲げる事由による解散は、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

3 第1項第1号に掲げる事由による解散は、日本基督教団総会の承認を得なければならない。

(残余財産の帰属者)

第68条 本法人が解散した場合（合併又は破産手続開始の決定によって解散した場合を除く。）における残余財産は、日本基督教団の神学教育機関の中から、理事会における理事総数の4分の3以上の議決及び評議員会における評議員総数の4分の3以上の議決によって選定された学校法人に帰属する。

(合 併)

第69条 本法人が合併しようとするときは、理事会の決議及び評議員会の決議を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

## 第 11 章 寄附行為の変更

### (寄附行為の変更)

第 70 条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会の決議及び評議員会の決議（私立学校法第 23 条第 1 項第 1 号から第 3 号まで及び第 5 号から第 15 号に定める事項を除く寄附行為の変更にあつては、評議員会への諮問。次項において同じ。）を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、私立学校法施行規則に定める届出事項については、理事会の決議及び評議員会の決議を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

## 第 12 章 補 則

### (公告の方法)

第 71 条 本法人の公告は、東京神学大学の掲示場に掲示してこれを行う。

### (情報の公表)

第 72 条 本法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

(1) 寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をしたとき 寄附行為の内容

(2) 計算書類及び事業報告書並びにこれらの附属明細書、監査報告、会計監査報告、財産目録、役員等名簿並びに役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類を作成したとき これらの書類の内容

### (役員及び評議員の報酬)

第 73 条 役員及び評議員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。

### (責任の免除)

第 74 条 役員又は会計監査人が任務を怠ったことによって生じた損害について本法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員又は会計監査人が賠償の責任を負う額から私立学校法第 92 条の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

2 理事は、前項の規定に基づく責任の免除（理事の責任の免除に限る。）に関する議案を理事会に提出するには、各監事の同意を得なければならない。

3 第 1 項の決議を行ったときは、理事長は、遅滞なく、私立学校法第 92 条第 2 項各号に掲げる事項及び責任を免除することに異議がある場合には 1 か月以内に当該異議を述べるべき旨を評議員に通知しなければならない。

4 評議員の総数の 10 分の 1 以上の評議員が前項の期間内に同項の異議を述べたときは、第 1 項の規定に基づく責任の免除をしてはならない。

- 5 第1項の決議があった場合において、当該決議後に同項の役員又は会計監査人に対し退職慰労金その他の私立学校法施行規則で定める財産上の利益を与えるときは、評議員会の決議による承認を受けなければならない。

(責任限定契約)

第75条 理事(理事長、業務執行理事、業務を執行したその他の理事又は本法人の職員でないものに限る。)又は監事(以下この条において「非業務執行理事等」という。)が任務を怠ったことによって生じた損害について本法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金6万円以上で、あらかじめ定めた額と私立学校法92条の規定に基づく最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事、監事又は会計監査人と締結することができる。

(施行細則)

第76条 この寄附行為の施行についての細則その他本法人及び本法人の設置する学校の管理並びに運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

附 則

- 1 本寄附行為は、認可の日から施行する。
- 2 変更後の本寄附行為は、認可の日から施行する。
- 3 変更後補充により選任されたものの任期は、現在理事・評議員の残期間とする。

附 則

- 1 本法人の組織変更当初の役員は、当分の間従前の寄附行為によって選任された次の役員とする。

理事長	富	田	満
理 事	桑	田	秀 延
同	村	田	四 郎
同	山	本	忠 興
同	豊	田	実
同	小	崎	道 雄
同	友	井	禎
同	飯	島	誠 太
同	斎	藤	宗 治
同	平	井	慶 一
同	杉	原	正四郎
同	H・D・ハナフォード		
同	K・C・ヘンドリックス		
監 事	勝	部	武 雄
同	伊	藤	立 夫

- 2 組織変更後のこの寄附行為による役員の選任は、すみやかに行なわなければならない。
- 3 第1項の役員は、前項の役員が選任された場合にはその職を失うものとする。

附 則

- (1) 私立学校法の一部を改正する法律(平成16年法律第42号)、私立学校法施行令等の一部を改正する政令(平成16年政令第226号)及び私立学校法施行規則の一部を改正する省令(平成16年文部科学省令第37号)が公布され、平成17年4月1日から施行されることに伴い、本寄附行為を変更する。
- (2) 本寄附行為は、認可の日(平成17年(2005年)3月30日)から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成24年(2012年)5月28日)から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成25年(2013年)7月5日)から施行する。

附 則

令和2年1月22日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

- 1 令和7年1月10日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和7年4月1日から施行する。ただし、会計監査人に関する規定は、令和7年度6月の定期評議員会の終結の時から施行する。
- 2 この寄附行為の施行の際現に在任する役員及び評議員の定数、資格及び構成については、令和7年度6月の定期評議員会の終結の時までは、なお従前の例による。この場合において、評議員のうちから、この寄附行為の定めるところにより選任された理事については、当該終結の時に、本法人と協議の上、理事又は評議員のいずれかを辞任しなければならない。
- 3 この寄附行為施行の際に現に在任する役員又は評議員であって、令和8年度6月の定期評議員会の日よりも前に任期が満了するものの任期については、その終期を令和8年度6月の定期評議員会の終結の時まで伸長する。

基本財産 財産目録 (1950年12月20日現在)

1	土地	8672.05坪	7,358,574円
2	建物	1605.81坪	49,943,150円
3	図書備品	37,671点	23,916,300円
4	有価証券		77,910円
5	銀行預金		81,518円
計			81,377,452円

## 運用財産

1	銀行預金	402,688円
2	現金	233,986円
3	その他	739,004円
	計	1,375,678円
合	計	82,753,130円

## 参 考

- 1 1910年3月29日・・・財団法人東京神学社神学校設立許可
- 2 1930年2月20日・・・財団法人日本神学校に組織変更認可
- 3 1943年3月31日・・・日本基督教団神学校財団に変更認可
- 4 1951年3月5日・・・学校法人に組織変更認可